

2014年7月24日

## 民主主義を実現するために ― 提言 ―

市民自らの政策を持つ会

日本の政治は、民意を離れて暴走し始めている。

原発や憲法などをめぐる最近の動向がそのいい例である。

「大切なことは、市民みんなで決める」という原点に戻り、本物の民主主義を実現することが、日本の未来を拓く鍵である。

民主主義とは何か、どうすれば実現することができるか、考えてみたい。

### <民主主義とは何か>

民主主義の原則は、「市民の意思により、すべての政治が決まる」ことである。

言い換えれば、選挙などを通じて政治が選択され、政策の決定・実施により政治が執行されるすべての過程において、常に市民の意思が反映される必要がある。

ここで「市民の意思」とは、単なる市民の声や意見ではなく、すべての情報が公開され、議論が尽くされ、最終的に自由に発現されるものを言う。

また、民主主義は、人が人として尊重されることが大前提となり、市民一人ひとりの生命、人格、生活など基本的人権に関わる市民の意思は、少数といえども尊重される必要がある。

### <民主主義の仕組みづくり>

#### 1. 前提としての情報公開

**原則** 政治・行政は、市民のために存在し、その保有する情報は、本来すべて市民のものであり、原則として公開されるべきである。

**問題点** 現行の情報公開法・条例では、非開示情報として、行政内部の

検討・協議に関する情報（意思形成過程情報）が規定されているが、概念が不明確であり、行政の姿勢如何により拡大解釈され、事実上非開示の口実にされることも多い。

また、情報が存在しない（不存在）として意図的に門前払いされる場合も少なくない。

情報公開の適正な実施を担保する仕組みもない。

#### 提言 情報公開のあり方を見直す。

- ① 非開示情報を限定し、具体化する。特に、行政の恣意的判断の根拠とされる「意思形成過程情報」は「非開示情報」から除外する。
- ② 行政が非開示（不存在も含む）の決定をするときは、予め中立的な第三者機関の意見を聴くこととする。
- ③ すべての情報は、一定期間の経過後、必ず公開することとする。

## 2. 政治の選択 — 選挙 —

**原則** 市民一人ひとりの自由な意思により投票が行われて初めて、真に市民を代表する政治が誕生する。

**問題点** 他からの指示や依頼、お金や圧力などにより投票が行われることが多く、その場合には、企業や団体の意向が政治に強く影響を与え、いわゆる利益誘導型政治になる。

選挙のあり方がその後の政治を決めると言っても過言ではない。候補者の理念と政策を基準に、有権者の自由な意思により投票が行われるよう、選挙の方法を抜本的に見直す必要がある。

#### 提言 公職選挙法を改正する。

- ① 候補者の理念や政策の周知を図るため、選挙運動のあり方を次のように変える。
  - ・選挙期間を長期化（1～3ヶ月）する。
  - ・候補者個人による選挙運動を制限して、選挙期間中の選挙運動は、文書の配布、演説会・討論会の設定、ポスターの掲示などに統一

し、原則として公費によって行う。

- ② 中立性を維持できる外部の第三者機関によって、選挙の運営・監視を行う。
- ③ 有権者の自由な選択を確保するため、選挙期間中の企業や団体などによる投票行動への関与を禁止する。

### 3. 政治の執行 — 政策の決定・実施

**原則** 政策の決定・実施の段階においても、常に市民の意思が反映される必要がある。

**問題点** 選挙が終わり、政策の決定、実施の段階になると、選挙の際の公約は簡単に破られ、市民の声は届かなくなる。公聴会やパブリックコメントなどが制度化されているが、形式的なものに過ぎず、市民の意見を反映させる仕組みとしては、まったく機能していない。

選挙は「人」を選ぶものであり、個別の政策に関する民意を測る手段としては不十分であるが、当選によりその後の政治を白紙委任され何でもできると勘違いする場合が多い。

**提言** 政策の決定、実施の過程においても、常に民意が反映される仕組みを作る必要がある。

#### ① 個別の政策決定への民意の反映

国民又は地域住民に新たな負担や義務を課し、又は国や地域のあり方に大きな影響を与える政策の決定・実施に当たっては、住民説明会や各種世論調査などを通じて、事前に国民又は地域住民の理解を得ることを義務付ける。

この場合の「地域住民」とは、自治体の枠にとらわれず、個別の政策により直接影響を受ける範囲の住民を指し、民主的に運営される自治組織などを通じてその意思を把握する。

また、政策自体の必要性とその影響につき、純粹に判断することができるように、民意を分断するために使われる補助金（電源開発交付金、米軍再編交付金など）は廃止すべきである。

② 住民投票・国民投票の法制化

間接（議会制）民主主義を補完するため、特定の地域に関わる重要な政策については、その地域を対象とした住民投票により、住民の意思を直接確認して決定する。

国全体の将来に関わる重要な政策については、国民投票により、国民の意思を直接確認して決定する。

住民投票・国民投票については、その実施要件、結果に対する行政・議会の尊重義務を規定するため、法制化する必要がある。

—民主主義は、与えられるものではなく、市民自らが勝ち取るものである—

起草者 井原勝介

**提言作成に参加した人（50音順）**

稲生 慧	岩国市岩国	小原 勇	周防大島町久賀
井原勝介	岩国市今津	小原津智江	周防大島町久賀
井原寿加子	岩国市今津	重岡邦昭	岩国市由宇町
岩田政弘	岩国市由宇町	白木茂美	岩国市平田
大川 清	岩国市岩国	田村順玄	岩国市牛野谷町
岡田久男	岩国市本郷町	津田利明	岩国市桂町
河井弘志	周防大島町日前	南部博彦	岩国市平田
河村待子	岩国市錦見	平岡秀夫	岩国市楠町

## 指針

当会は発足以来、政治や政策の不在を嘆じつつ、教育、原発、在日米軍基地などの問題点を討論し、考えてきましたが、その過程で、日本にはまだ「民主主義」は根づいていないということを実感いたしました。そこで、井原勝介氏の5回にわたる演説をもとに、メンバーが討論を重ね、民主主義を実現するための方法、改善点などについて「提言」という形でまとめました。この「提言」が本物の「民主主義」を実現するための指針の一つになるようお願いいたします。

個人演説と自由討論の記録（ホームページに掲載）

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp>

市民自らの政策を持とう会 共同代表 連絡先

河井弘志 742-2804 山口県大島郡周防大島町日前 1039 0820-73-0198

稲生 慧 741-0062 山口県岩国市岩国 4-9-8 0827-43-4150